健康管理システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム（第18回）
ベンダ分科会（第15回）合同開催

令和8年10月14日 【資料3】

標準仕様書【第5.1版】案の検討

事務局提出資料

2. WT・ベンダ分科会の検討内容（5.1版　制度改正分）

○ 当WT・ベンダ分科会で検討する5.1版に向けた制度改正対応は以下です。
標準仕様書変更箇所は、**緑字で記載**しております。

#	検討の論点	見直しの契機	公開方法	公表時期	関連個所
1	【母子保健】母子保健DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応	制度改正	5．1版	R9年1月	4－15頁
2	【成人保健】がん検診の指針改正に伴う対応（案） （便潜血検査1日法への変更に伴う1日法での情報管理）	制度改正			16頁
3	【成人保健】がん検診の指針改正に伴う対応（案） （乳がん検診における乳房構成の通知）	制度改正			17頁
4	【予防接種】おたふくかぜ（MMR）ワクチンの定期接種化に伴う対応（案）	制度改正			12月WTで提示予定
5	【予防接種】抗体製剤追加対応（案）	制度改正			12月WTで提示予定
6	【予防接種】デジタル化によって不要となる機能の整理に伴う対応	制度改正	―	―	18頁
7	【母子保健】児童福祉法等の一部改正（児童福祉関係事業の追加） こども家庭センターの設置等に伴い、システムで必要とされる機能等について検討	制度改正			19-20頁

2. WT・ベンダ分科会の検討内容（5.1版　制度改正以外分）

○ 当WT・ベンダ分科会で検討する5.1版に向けた制度改正以外の対応は以下です。
標準仕様書変更箇所は、**赤字で記載**しております。

#	検討の論点	見直しの契機	公開方法	公表時期	関連個所
8	「データ要件・連携要件」の改版に伴う機能・帳票詳細要件や管理項目の整合対応	制度改正以外	―	―	対応なし
9	検討課題、標準化PMOツール等の意見を踏まえた対応　等		5．1版	R9年1月	21-22頁
10	一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討		―	―	23-24頁

2. WT・ベンダ分科会の検討内容（6.0版以降）

○ 以下は、対応事項の有無や、改版時期含めて検討が必要と想定しています。

No	改版時期含めて検討	調整先
1	令和7年度における医療費助成・予防接種・自治体検診にかかるPMH情報連携の実証事業・先行実施を受けての対応	関係各課
2	【成人保健】自治体検診DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応	健康課
3	【予防接種】予予・請求システムの本稼働を受け、稼働後に挙がる要望対応や仕様変更対応との整合対応	予防接種課

#1.【母子保健】母子保健DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応①

○ 母子保健DXの実証事業においてインターフェース仕様書が一部修正されています。

以下3ファイルについては健康管理システム標準仕様書にも反映が必要な修正となっております。

#	対象ファイル	主な変更概要
1	乳幼児健診対象者情報登録用ファイル	・母子連結に伴い以下新規項目の追加 「母親の個人番号」「母親の生年月日」「当該妊娠の出生順」
2	妊産婦健診対象者情報登録用ファイル	・「妊婦健診」に加えて「産婦健診」も対象として追加 ・電子版母子健康手帳に伴い以下項目の追加 「電子版母子健康手帳交付フラグ」「出産予定日」「胎児数」 ・問診票対応に伴い以下項目の追加 「妊産婦問診票マスタID」
3	妊産婦健診結果情報ファイル	・「妊婦健診」に加えて「産婦健診」も対象として追加 ・産婦健診追加に伴い以下項目の追加 「受診券産婦健診フラグ」 ・問診票対応に伴い以下項目の追加 「妊産婦問診票マスタID」「問診票産婦健診フラグ」 「自治体別問診票項目マスタID」「問診票回答_内容」 「問診票回答_コメント」

#1.【母子保健】母子保健DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応②

○ 「乳幼児健診対象者情報登録用ファイル」修正に伴い、「（別紙2-2）管理項目_07.【母子保健】乳幼児管理」の「出生時状況」グループに項目を追加しております。

出生時状況　管理項目	エビデンス
市区町村コード	
宛名番号	
最新フラグ	
届出番号	
連番	
出生順序	
当該妊娠の出生順	PMHファイル設計書
母親_宛名番号	
母親情報	
父親_宛名番号	

同一妊娠の中で生まれた順（1回の妊娠で2人（双子）出産した場合、設定値はそれぞれ1、2となる）を管理する項目を追加
※出生順序は「第〇子」を管理する項目となっており目的が異なることから別項目として定義

「母親の個人番号」「母親の生年月日」については既存項目「母親_宛名番号」で対応可能と判断

〇加えて予予請求システム等で管理している「不開示フラグ」を管理する項目がなかったため、「（別紙2-2）管理項目_07.【母子保健】乳幼児管理」の「出生時状況」グループに項目を追加しております。

出生時状況　管理項目	エビデンス
市区町村コード	
宛名番号	
最新フラグ	
届出番号	
不開示フラグ	PMHファイル設計書
登録日	

#1.【母子保健】母子保健DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応③

○ 「妊産婦健診対象者情報登録用ファイル」修正に伴い、「（別紙2-2）管理項目_06.【母子保健】妊産婦管理」の「妊娠届出情報」グループに項目を追加しております。
加えて予予請求システム等で管理している「不開示フラグ」を管理する項目も追加しております。

妊娠届出情報　管理項目	エビデンス
市区町村コード	
宛名番号	
届出番号	
最新フラグ	
妊娠届出年月日	PMHファイル設計書 ※妊娠時に所属して
届出年月日	データ標準レイアウ データ標準レイアウ ※当該自治体に届出された日
出産予定日	データ標準レイアウト：様式B-080「妊娠届出情報：出産予定日」 データ標準レイアウト：様式B-086「妊産婦関連情報：出産予定日」 ぴったりサービス：妊娠の届出「出産予定年月日」 PMHファイル設計書
父親氏名	
多胎の有無	
胎児数	PMHファイル設計書
不開示フラグ	PMHファイル設計書
電子版母子健康手帳交付フラグ	PMHファイル設計書
登録日	

インターフェースで追加となった「出産予定日」は既に管理項目が存在するため、エビデンスにＰＭＨファイル設計書を追記しております。

・インターフェースで追加となった「胎児数」及び「電子版母子手帳交付フラグ」項目を追加しております。
・予予請求システム等の他事業と平仄を合わせる形で「不開示フラグ」項目を追加しております。

#1.【母子保健】母子保健DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応④

○ 「妊産婦健診対象者情報登録用ファイル」の対象について、これまでの「妊婦健診」に加えて「産婦健診」も対象となったことに伴い、「妊婦健診受診券ID」を「妊産婦健診受診券ID」に変更する対応を行っております。

■修正対象

（別紙2-2）管理項目_06.【母子保健】妊産婦管理

・妊産婦健診受診券ID情報

・妊産婦健診受診券ID発行情報

グループ名及び管理項目名を「妊産婦健診受診券」という内容に修正しております。

妊産婦健診受診券ID情報 管理項目	エビデンス
市区町村コード	
自治体別受診券ID	PMHファイル設計書
最新フラグ	
自治体別妊産婦健診受診券情報	PMHファイル設計書
登録日	
登録支所	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

妊産婦健診受診券ID発行情報 管理項目	エビデンス
市区町村コード	
宛名番号	
届出番号	
履歴番号	
最新フラグ	
自治体別受診券ID	PMHファイル設計書
受診券交付日	PMHファイル設計書
登録日	
登録支所	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

■修正対象

（別紙2-1）機能帳票要件

・機能ID：0190600

上記グループ名修正に伴い、機能帳票要件に記載のグループ名も併せて修正しております。

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	
6.【母子保健】妊産婦管理	6.1.妊娠届出情報管理機能	-	修正	0190600	自治体別受診券IDを管理できること。 【管理項目】 「（別紙2-2）管理項目_06.【母子保健】妊産婦管理」[妊産婦健診受診券ID情報][妊産婦健診受診券ID発行情報]参照

#1.【母子保健】母子保健DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応⑤

○ 「妊産婦健診結果情報ファイル」に「産婦健診」が追加となったことに伴い、「（別紙2-2）管理項目_06.【母子保健】妊産婦管理」の「産婦健診結果」グループに連携で必要となる項目を追加しております。

産婦健診結果　管理項目	エビデンス
市区町村コード	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
届出番号	
[redacted]	
	データ標準レイアウト：様 ちゃんへの気持ち質問票
自治体による支援の必要性	PMHファイル設計書
妊産婦健診管理ID	PMHファイル設計書
自治体別受診券ID	PMHファイル設計書
健診担当者_1	PMHファイル設計書
健診担当者_2	PMHファイル設計書
健診担当者_3	PMHファイル設計書
健診担当者_4	PMHファイル設計書
健診担当者_5	PMHファイル設計書
健診担当者_6	PMHファイル設計書
健診担当者_7	PMHファイル設計書
健診担当者_8	PMHファイル設計書
健診担当者_9	PMHファイル設計書
請求額	PMHファイル設計書
登録日	

妊婦健診結果グループと平仄を合わせるように管理項目の追加を行っております。

#1.【母子保健】母子保健DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応⑥

○ 「妊産婦健診結果情報ファイル」や「乳幼児健診結果情報ファイル」に記載のある「全国共通健診項目マスタID」や「自治体別各種項目ID」等を健康管理システムで管理する必要があることから、「（別紙2-1）機能帳票要件」に各種ID情報を管理する機能要件を追加しております。

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	健康管理システム
1.健康管理共通	1.2.マスタ管理機能	1.2.20.		0190052	事業の情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 ※1　当機能にて成人保健、母子保健における市区町村拡張事業の追加、予防接種における任意接種や風しん抗体検査の追加ができること ※2　同じ業務でも複数の事業を実施している場合に 管理できること（例：栄養教室・禁煙教室・歯科教室 ※3　対象となる年齢および性別を管理できること ※4　対象となる年齢の基準日は任意に設定できるこ ※5　対象となる受診歴の間隔を任意に設定できるこ ※6　当機能にて追加した事業は、該当する分野（成 健・予防接種）の中において、既に登録されている 扱いができること。	
1.健康管理共通	1.2.マスタ管理機能	-	新規追加		機能ID0190052に加えて、以下ができること。 ※1　母子保健においては、全国共通乳幼児健診項目マスタIDを管理できること ※2　母子保健においては、全国共通妊産婦健診項目マスタIDを管理できること	○
1.健康管理共通	1.2.マスタ管理機能	-	新規追加		機能ID0190052に加えて、以下ができること。 ※1　母子保健においては、自治体別乳幼児健診項目IDを管理できること ※2　母子保健においては、自治体別妊産婦健診項目IDを管理できること ※3　母子保健においては、自治体別問診票項目マスタIDを管理できること	○

機能ID0190599の予予請求システム、及び機能ID0190675の自治体検診デジタル化と同様の対応として、母子保健においては各種IDが管理できる機能を追加しております。

#1.【母子保健】母子保健DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応⑦

○ 「妊産婦健診結果情報ファイル」の「妊産婦健診管理ID」項目及び「乳幼児健診結果情報ファイル」の「乳幼児健診管理ID」項目に関して、PMHから健康管理システムに健診結果を取り込む際に必要な項目であることから管理項目に追加しております。

■修正対象

（別紙2-2）管理項目_06.【母子保健】妊産婦管理

・妊婦健診結果、産婦健診結果

妊婦健診結果　管理項目	エビデンス
市区町村コード	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
届出番号	
[redacted]	
自治体による支援の必要性	PMHファイル設計書
妊産婦健診管理ID	PMHファイル設計書

妊婦健診結果を例として記載しておりますが、産婦健診も同様となります。

■修正対象

（別紙2-2）管理項目_07.【母子保健】乳幼児管理

・1か月児健診結果、3～4か月児健診結果、1歳6か月児健診結果、3歳児健診結果
5歳児健診結果、乳幼児健診結果（その他健診）

3～4か月児健診結果　管理項目	エビデンス
市区町村コード	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
発達情報－追視	データ標準レイ
発達情報－定頸	データ標準レイアウト 様式B-086「３～４か月
乳幼児健診管理ID	PMHファイル設計書

３～４か月児健診結果を例として記載しておりますが、他乳幼児健診結果も同様となります。

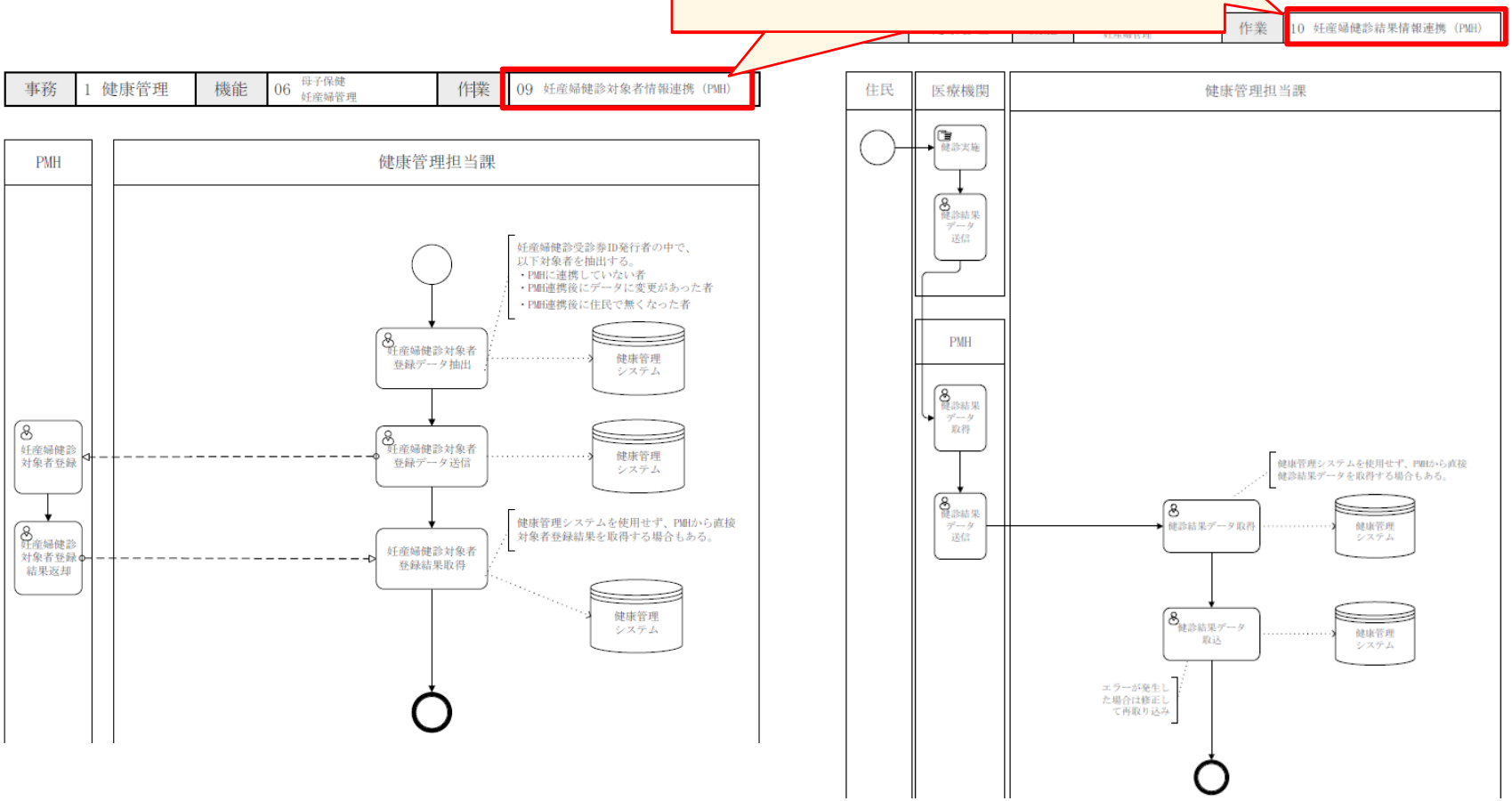
#1.【母子保健】母子保健DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応⑧

○ 「妊産婦健診対象者情報登録用ファイル」及び「妊産婦健診結果情報ファイル」に「産婦健診」が追加となったことに伴い、「（別紙1）業務フロー_06母子保健妊産婦管理」の修正を行っております。

■修正箇所

- 09 妊産婦健診対象者情報連携（PMH）
- 10.妊産婦健診結果情報連携（PMH）

全般的に「妊婦健診」を「妊産婦健診」に修正しております。



#1.【母子保健】母子保健DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応⑨

○ 「妊産婦健診対象者情報登録用ファイル」及び「妊産婦健診結果情報ファイル」に「産婦健診」が追加となったことに伴い、「（別紙2-1）機能帳票要件」の修正を行っております。

■修正箇所

・機能ID：0190595、0190596、0190597、0190598

大項目	中項目	小項目	変化状況（直前の版から変更した項目のみ）	機能ID	機能要件	健康管理システ
1.健康管理共通	1.1.他システム連携	-	修正	0190595	JSONまたはCSVデータの自動API連携により、PMHに母子保健対象者情報を提供する。 ※1　JSONの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「[PNH] 1800_基本設計書_API設計書_N01G-E02_妊産婦健診対象者情報登録API（自治体）」 「[PNH] 1800_基本設計書_API設計書_N02G-E02_乳幼児健診対象者情報登録API（自治体）」 ※2　CSVの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「[PNH] 0703_基本設計書_ファイル設計書_妊産婦健診対象者情報登録用ファイル」 「[PNH] 0703_基本設計書_ファイル設計書_乳幼児健診対象者情報登録用ファイル」 「[PNH] 1800_基本設計書_API設計書_N01G-E01_妊産婦健診対象者情報登録API（自治体／CSV）」 「[PNH] 1800_基本設計書_API設計書_N02G-E01_乳幼児健診対象者情報登録API（自治体／CSV）」 ※3　日次（1日1回以上の頻度）で自動連携すること ※4　差分連携とすること	◎
1.健康管理共通	1.1.他システム連携	-	修正	0190596	API連携により、PNHから母子保健対象者情報登録結果を照会する。 ※1　APIの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「[PNH] 1800_基本設計書_API設計書_N01G-E04_妊産婦健診対象者情報登録結果取得API（自治体）」 「[PNH] 1800_基本設計書_API設計書_N02G-E04_乳幼児健診対象者情報登録結果取得API（自治体）」 ※2　処理通番を指定して取得できること	○
1.健康管理共通	1.1.他システム連携	-	修正	0190597	API連携により、PNHから母子保健健診結果情報を照会する。 ※1　APIの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「[PNH] 1800_基本設計書_API設計書_N01G-E06_妊産婦健診結果情報登録API（自治体）」 「[PNH] 1800_基本設計書_API設計書_N02G-E061_乳幼児健診結果情報登録API（自治体）」 ※2　全件取得、または期間指定による差分取得ができること	○
1.健康管理共通	1.1.他システム連携	-	修正	0190598	PNHから取得した母子保健健診結果情報（JSONまたはCSVデータ）を一括して取り込むことができること。 ※1　JSONの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「[PNH] 1800_基本設計書_API設計書_N01G-E06_妊産婦健診結果情報登録API（自治体）」 「[PNH] 1800_基本設計書_API設計書_N02G-E061_乳幼児健診結果情報登録API（自治体）」 ※2　CSVの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「[PNH] 0703_基本設計書_ファイル設計書_妊産婦健診結果情報ファイル」 「[PNH] 0703_基本設計書_ファイル設計書_乳幼児健診結果情報ファイル」	◎

ファイル名の妊婦健診を妊産婦健診に修正しております。

#1.【母子保健】母子保健DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応⑩

○ 「妊産婦健診対象者情報登録用ファイル」及び「妊産婦健診結果情報ファイル」に「妊産婦問診票マスタID」が追加となったことに伴い、妊産婦問診票マスタIDを管理するための機能及び管理グループの追加を行っております。

■修正箇所

（別紙2-1）機能・帳票要件_06.【母子保健】妊産婦管理

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分		
						健康管理システム	母子保健（養育医療以外）	母子保健（養育医療のみ）
6.【母子保健】妊産婦管理	6.4.妊婦健診情報管理機能	-	新規追加		妊産婦問診票マスタIDを管理できること。 【管理項目】 「（別紙2-2）管理項目_06.【母子保健】妊産婦管理」[妊産婦問診票マスタID情報]参照	◎	◎	×

要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
「妊産婦問診票マスタID」はPMHとの連携（機能ID0190595）で利用する項目である。	PMHとの連携に伴い機能を追加	令和10年4月1日以降の日付で検討中（※）

妊産婦問診票マスタID管理用の機能を実装必須機能として追加。適合基準日は他要件とあわせて「令和10年4月1日以降の日付で検討中」としている。

■修正箇所

（別紙2-2）管理項目_06.【母子保健】妊産婦管理

妊産婦問診票マスタID情報　管理項目	エビデンス
市区町村コード	
妊産婦問診票マスタID	PMHファイル設計書
最新フラグ	
妊産婦問診票名	PMHファイル設計書
登録日	
登録支所	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

新規に妊産婦問診票マスタIDを管理するグループを追加している。

#1.【母子保健】母子保健DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応⑪

○ 予予請求システムの機能要件において、API連携が実施できない場合を鑑みて、健康管理システムからファイルを出力し、予予請求システムに手動でアップロードするための機能が追加されています。
母子保健DXにおいても平仄を合わせる形で標準オプション機能を追加しております。

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分		
						健康管理システム	母子保健（養育医療以外）	母子保健（養育医療のみ）
1.健康管理共通	1.1.他システム連携	-	修正	0190595	JSONまたはCSVデータの自動API連携により、PMHに母子保健対象者情報を提供する。 ※1　JSONの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_M01G-E02_妊産婦健診対象者情報登録API（自治体）」 「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_M02G-E02_乳幼児健診対象者情報登録API（自治体）」 ※2　CSVの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】0703_基本設計書_ファイル設計書_妊産婦健診対象者情報登録用ファイル」 「【PMH】0703_基本設計書_ファイル設計書_乳幼児健診対象者情報登録用ファイル」 「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_M01G-E01_妊産婦健診対象者情報登録API（自治体／CSV）」 「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_M02G-E01_乳幼児健診対象者情報登録API（自治体／CSV）」 ※3　日次（1日1回以上の頻度）で自動連携すること ※4　差分連携とすること	◎	◎	×
1.健康管理共通	1.1.他システム連携	-	新規追加		母子保健対象者情報を、PMHに登録する際に必要な情報を出力できること。 ※1　出力項目は以下に準拠すること 「【PMH】0703_基本設計書_ファイル設計書_妊産婦健診対象者情報登録用ファイル」 「【PMH】0703_基本設計書_ファイル設計書_乳幼児健診対象者情報登録用ファイル」 ※2　全件又は差分とすること	○	○	×

#1.【母子保健】母子保健DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応⑫

○ 前頁のAPI連携が実施できない場合の考慮については、PMH医療費助成の養育医療対象者情報連携にも必要な機能になることから、以下のとおり標準オプション機能を追加しております。

中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の場合）	機能ID	機能要件	実装区分		
					健康管理システム	母子保健（養育医療以外）	母子保健（養育医療のみ）
1.1.他システム連携	-		0190646	JSONまたはCSVデータの自動API連携により、PMHに養育医療対象者情報を提供する。 ※1　JSONの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E02_医療費助成対象者情報登録API（自治体）」 ※2　CSVの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル」 「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E01_医療費助成対象者情報登録API（自治体／CSV）」 ※3　日次（1日1回以上の頻度）で自動連携すること ※4　全件連携とすること	○	×	○
1.1.他システム連携	-	新規追加		養育医療対象者情報を、PMHに登録する際に必要な情報を出力できること。 ※1　CSVの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル」 ※2　全件連携とすること	○	×	○
1.1.他システム連携	-		0190647	JSONまたはCSVデータの自動API連携により、PMHに養育医療対象者情報を提供する。 ※1　JSONの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E06_医療費助成対象者差分履歴情報登録API（自治体）」 ※2　CSVの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者差分履歴情報登録用ファイル」 「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E05_医療費助成対象者差分履歴情報登録API（自治体／CSV）」 ※3　日次（1日1回以上の頻度）で自動連携すること ※4　差分連携とすること	○	×	○
1.1.他システム連携	-	新規追加		養育医療対象者情報を、PMHに登録する際に必要な情報を出力できること。 ※1　CSVの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者差分履歴情報登録用ファイル」 ※2　差分連携とすること	○	×	○

#2.【成人保健】がん検診の指針改正に伴う対応（案）
（便潜血検査１日法への変更に伴う１日法での情報管理）

○「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」について、令和9年4月1日より大腸がん検診における便潜血検査が2日法から1日法に改正される予定であることから、次のとおり健康管理システム標準仕様書の文言を修正する。

＜修正箇所＞

・（別紙2-2）管理項目_03.【成人保健】検診情報管理　大腸がん一次検診　管理項目（2項目）

大腸がん一次検診　管理項目	エビデンス
便潜血検査結果１日目	がん検診の指針において、大腸がん検診は、免疫便潜血検査２日法により行うこととされているため（令和８年度まで） がん検診の指針において、大腸がん検診は、免疫便潜血検査１日法により行うこととされているため（令和９年度以降）
便潜血検査結果２日目	がん検診の指針において、大腸がん検診は、免疫便潜血検査２日法により行うこととされているため 運用上は令和９年度以降は使用しない

管理項目の削除は行わず、エビデンスに補記するかたちで対応した。

【参考】令和8年7月16日開催の第47回がん検診のあり方に関する検討会資料2「精密検査に係る指針上の記載について」からの抜粋

便潜血検査の方法について（１日法）

第46回検討会の議論を踏まえ、１日法と２日法によるAdvanced Neoplasia及び大腸がんの感度・特異度に対する統計学的な差は示されておらず、１日法の方が受診率向上が期待されることから、指針における便潜血の方法を１日法に改正する。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」改正案

第3　がん検診

1～5（略）

6　大腸がん検診

（1）①（略）

② 便潜血検査

便潜血検査は、免疫便潜血検査1日法により行い、測定用キット、採便方法、検体の回収及び検体の測定については、次のとおりとする。

ア（略）

イ 採便方法

採便用具（ろ紙、スティック等）を配布し、自己採便とする。

なお、採便用具の使用方法、採便量、初回採便から2回目までの日数及び初回採便後の検体の保管方法等は、検診の精度に大きな影響を与えることから、採便用具の配布に際しては、その旨を受診者に十分説明する。また、採便用具の配布は、検体の回収日時を考慮して、適切な時期に行う。

ウ 検体の回収

初回の検体は、受診者の自宅において冷蔵保存（冷蔵庫での保存が望ましい。）し、2回目の検体を採取した後即日回収することを原則とする。また、やむを得ず即日回収できない場合でも、回収までの時間を極力短縮し、検体の回収、保管及び輸送の各過程で温度管理に厳重な注意を払う。（以下略）

（参考）今後の対応方針

○ 便潜血検査1日法を導入したことによる、受診率等に与える影響を評価していく。

#3.【成人保健】がん検診の指針改正に伴う対応（案）（乳がん検診における乳房構成の通知）

○「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」について、令和9年4月1日より乳がん検診における乳房構成の通知に係る改正が予定されていることから、次のとおり健康管理システム標準仕様書の管理項目を追加する。

＜修正箇所＞

・（別紙2-2）管理項目_03.【成人保健】検診情報管理　乳がん一次検診　管理項目（1項目追加）

乳がん一次検診　管理項目	エビデンス
マンモグラフィー検査一次読影	
マンモグラフィー検査二次読影	
乳房構成	
登録日	
登録支所	

「乳房構成」管理する項目を追加した。
選択肢は以下となる見込みである。
1. 極めて高濃度
2. 不均一高濃度
3. 乳腺散在
4. 脂肪性

なおエビデンスについては、指針改正後に記載予定である。

【参考】令和8年7月16日開催の第47回がん検診のあり方に関する検討会資料1
「高濃度乳房含む乳房構成の通知について」からの抜粋

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」改正案

以下のとおり指針を改正することとしてはどうか。

第1・第2　（略）
第3　がん検診
　1～4（略）
　5　乳がん検診
　（1）（略）
　（2）結果の通知
　　検診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知する。またマンモグラフィ検査によって判定される乳房構成について、市町村は以下の要件を満たした上で、受診者に通知すること。
　　判定に当たっては、日本乳癌検診学会によるマニュアル等（※1）を参考にすること。
　　＜要件＞
　　・がん検診の受診勧奨の際に、当該自治体においては乳房構成を通知する旨を、事前に伝えること。
　　・乳房構成の通知に併せて乳房構成について適切な情報提供を行えること。情報提供にあたっては厚生労働省HPで公表している「乳房構成に関する情報提供資材」（※2）を参照すること。
　　・通知を受けた受診者からの問い合わせを受け付けること。対応に当たっては厚生労働省が示す自治体担当者向けのQ&A（※3）を参照すること。
　（3）～（6）（略）

　6～8（略）

（※1）厚生労働科学研究（平成30～令和2年度）において作成された「乳房構成判定アトラス」を、今後、『乳房構成の通知に関する専門ワーキンググループ』が監修の上で改訂し、日本乳癌検診学会が公表する予定
（※2）参考資料3「住民向けの乳房構成に関する情報提供資材」を想定
（※3）参考資料4「乳房構成に関する自治体担当者向けのQ&A」を想定

#6.【予防接種】デジタル化によって不要となる機能の整理に伴う対応

○ 令和7年1月公開の健康管理標準仕様書第3.1版において、デジタル化により既存機能で不要となる機能は「要件の考え方」に将来的に実装不可とする想定である旨記載したが、昨今のデジタル化に関する全国説明会の内容や、デジタル化対応自治体の状況等を踏まえ今後検討を行い、令和11年4月1日以降に標準オプション、または実装不可に整理する予定である。

＜標準オプション、または実装不可の方向で検討を進める予定の機能ID＞

機能概要	機能ID	5.0版における実装区分
対象者抽出機能	0190382	◎
	0190532	○
依頼書発行機能	0190389	◎
	0190398	◎

機能概要	機能ID	5.0版における実装区分
予防接種記録登録機能	0190400	◎
	0190405	○
	0190537	○
	0190406	○
	0190407	○
	0190408	○
	0190409	○
	0190410	◎
	0190412	◎
	0190413	○
	0190538	◎
	0190539	○
	0190540	○
	0190414	◎
	0190415	◎
	0190555	○

- **令和8年6月の予予・請求システムの本稼働を受け、稼働後に寄せられたご意見ご要望等を踏まえ、新たな機能の追加要否や既存機能の整理を行う。**
- **予防接種デジタル化対応に向けた開発工数に大きく影響する部分であるため、個別検討WT（日程検討中）でベンダ構成員様のご意見踏まえながら、整理していく予定である。**

#7.【母子保健】児童福祉法等の一部改正（児童福祉関係事業の追加）①

○ 標準仕様書4.1版の全国意見照会にてご意見をいただきました「乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業」の回答の要約を以下に記載します。

設問①	「乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業」を健康管理システム標準仕様書の対象とする必要性やメリットがあれば、その内容を教えてください。

#	意見概要	意見詳細
1	情報管理・共有のメリット	母子保健事業と一体的に情報を管理することで、庁内・自治体間での情報共有が円滑になり、転出入や担当者変更時も切れ目のない支援を実現できる。
2	母子保健事業との一体管理	妊娠期から乳幼児期までの情報を一元管理し、健診情報や訪問履歴を活用した継続的かつ適切な母子支援を実現できる。
3	業務効率化・事務負担軽減	訪問記録・相談記録の電子化や集計・報告業務の自動化により、事務負担を軽減するとともに、業務の標準化・効率化を実現できる。
4	支援の質向上	支援履歴や母子保健情報を活用してハイリスク家庭を早期に把握し、適切なアセスメントと継続的な支援につなげられる。
5	全国標準化の意義	全国共通のデータ管理基盤を整備することで、自治体間の情報連携や統計・分析、将来的なマイナポータル連携などのデータ活用を推進できる。
6	留意点・条件付き意見	自治体ごとの運用実態や既存システムとの役割分担を考慮し、母子保健業務と整合した柔軟な運用が必要である。

#7.【母子保健】児童福祉法等の一部改正（児童福祉関係事業の追加）②

○ 標準仕様書4.1版の全国意見照会にてご意見をいただきました「乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業」の回答の要約を以下に記載します。

設問②	「乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業」を健康管理システム標準仕様書の対象とすることによる不都合やデメリットがあれば、その内容を教えてください。

#	意見概要	意見詳細
1	業務負担の増加	入力項目の増加や二重入力、委託事業対応などにより、現場の事務負担・業務効率が悪化する。
2	現行業務・システムとの整合性	母子保健・児童福祉など既存業務や既存システムとの重複・役割分担により、運用が複雑化する。
3	標準化による制約	自治体独自の運用や地域実態、委託形態などに標準仕様が適合しない可能性がある。
4	システム導入・改修コスト	標準仕様対応やシステム改修、データ移行・連携などに費用・工数が発生する。
5	個人情報・情報管理	センシティブ情報の取り扱いや情報公開、閲覧権限などへの配慮が必要となる。
6	標準化の必要性・費用対効果	実施件数や運用実態によっては、標準化のメリットが小さく、費用対効果に課題がある。

母子保健業務と一体的に情報を管理することで、**業務の質の向上**や**負担軽減**が見込まれているものの、既に標準化対応を行っている自治体様においては“標準準拠システム以外のシステム”として構築している該当業務を“標準準拠システム”に切り替えることによる**業務リスクが大きい**という意見があがっている状況となります。

これらのご意見を踏まえて、現行運用に混乱が生じないよう、**標準仕様書に組み込まない**形で整理を進める方針とします。

#9. 検討課題、標準化PMOツール等の意見を踏まえた対応　等①

〇令和8年度の自治体検診DX実証事業において、職域等がん検診の受診状況把握を電子的な方法で行われる予定であり、それに伴い標準仕様書5．0版で機能ID0190677を追加したが、当該実証事業で収集されるアンケート項目はあくまで実証事業のものであり、今後変更される可能性が高いことから、管理項目は独自施策項目のものを使用する想定である旨備考欄に追記した。

改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	備考（改定内容等）
補記	0190677	JSONまたはCSVデータの自動API連携により、PMHから職域等がん検診の受診状況情報登録結果を照会する。 ※1　APIの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_G00G-E08_自治体検診アンケート結果取得API（自治体）」 ※2　CSVの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_G00G-E07_自治体検診アンケート結果取得API（自治体／CSV）」 「【PMH】ファイル設計書_自治体検診アンケート結果ファイル」 ※3　全件取得、または期間指定による差分取得ができること	＜5.0版における自治体検診DXに係る改定＞ PMHとの連携に伴い機能を追加 健康管理システムとPMHの連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。 令和8年度以降に実施する自治体検診DX実証事業において収集するアンケート結果情報の登録項目は、（別紙２-２）管理項目の職域等がん検診の「独自施策半角項目」「独自施策日付項目」「独自施策全角項目」「独自施策コード項目」を想定している。

#9. 検討課題、標準化PMOツール等の意見を踏まえた対応　等②

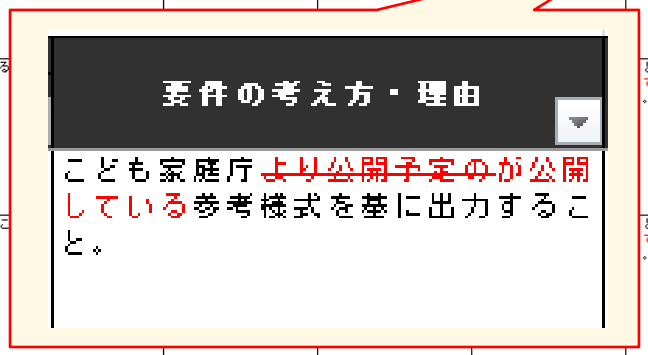
〇妊婦のための支援給付事業に関する帳票出力機能において、要件の考え方・理由に「こども家庭庁より公開予定の参考様式を基に出力すること。」と記載しておりましたが、参考様式は既に公開済みであることから「こども家庭庁が公開している参考様式を基に出力すること。」という内容に修正しております。

■修正箇所

（別紙2-1）機能・帳票要件_06.【母子保健】妊産婦管理

- ・機能ID0190628　妊婦給付認定通知書出力
- ・機能ID0190642　妊婦給付認定申請却下通知書出力
- ・機能ID0190643　妊婦支援給付金支払通知書出力
- ・機能ID0190644　妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書出力
- ・機能ID0190645　妊婦給付認定取消通知書出力

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分 健康管理システム	実装区分 母子保健（妊育医療以外）	実装区分 母子保健（妊育医療のみ）	要件の考え方・理由
6.【母子保健】妊産婦管理	6.33.妊婦のための支援給付支給状況帳票出力機能	-	訂正	0190628	妊婦給付認定通知書を出力できること（機能ID0190126に準じて出力）。	○	○		こども家庭庁~~より公開予定のが公開~~している参考様式を基に出力すること。
6.【母子保健】妊産婦管理	6.33.妊婦のための支援給付支給状況帳票出力機能	-	訂正	0190642	妊婦給付認定申請却下通知書を出力できる に準じて出力）。				ども家庭庁~~より公開予定のが公開~~している参考様式を基に出力すること。
6.【母子保健】妊産婦管理	6.33.妊婦のための支援給付支給状況帳票出力機能	-	訂正	0190643	妊婦支援給付金支払通知書を出力できるこ 準じて出力）。				ども家庭庁~~より公開予定のが公開~~している参考様式を基に出力すること。
6.【母子保健】妊産婦管理	6.33.妊婦のための支援給付支給状況帳票出力機能	-	訂正	0190644	妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書を出力できること（機能ID0190126に準じて出力）。	○	○	×	こども家庭庁~~より公開予定のが公開~~している参考様式を基に出力すること。
6.【母子保健】妊産婦管理	6.33.妊婦のための支援給付支給状況帳票出力機能	-	訂正	0190645	妊婦給付認定取消通知書を出力できること（機能ID0190126に準じて出力）。	○	○	×	こども家庭庁~~より公開予定のが公開~~している参考様式を基に出力すること。



#10. 一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討①

○ 「一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討」は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において令和9年度末までに所要の検討を行うとされていることを踏まえて、一部機能の経過措置となった対象機能等について検討します。

地方公共団体情報システム標準化基本方針における一部機能の経過措置の概要

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和６年（2024年）12月24日閣議決定）（抄）

2.2.（5）標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行

（略）

○　また、円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとする。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

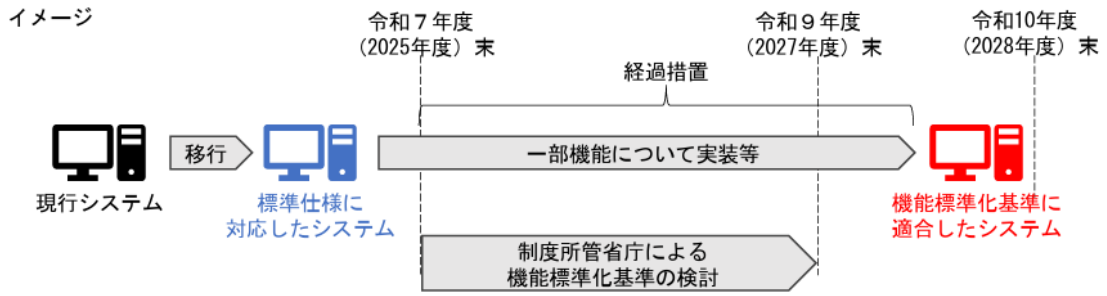
①　データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。

②　標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する省庁（以下「制度所管省庁」という。）及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和10年度（2028年度）末までに機能標準化基準（標準化法第６条第１項に基づき定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和９年度（2027年度）末までに所要の検討を行う。

（略）

具体的な検討方針（案）については、次頁以降のとおりです。



【出典】 デジタル庁ホームページ 「標準準拠システム移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）について」

#10. 一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討②

○ 健康管理に関する一部機能経過措置の対象機能等は、**未実装機能254件、未実装帳票0件、残存機能21件、残存帳票0件**となっています。未実装機能及び未実装帳票は、実装必須とされている機能及び帳票のうち、実装するまで最長3年間（令和10年度末まで）の経過措置が認められたものであり、残存機能及び残存帳票は、ホワイトリスト方式により実装が認められないものを含む実装不可機能のうち、削除するまで最長3年間（令和10年度末まで）の経過措置が認められたものです。これらの対象機能等について、標準化基準上の取扱いに係る検討に資するよう、事務局において以下のとおり分類化し、対応方針（案）を示しています。

※ 具体的な対象機能等は「資料4」のとおりです。

分類		対応方針（案）
分類1	事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの	原則、最長3年間の経過措置で実装又は削除することとする
分類2	要件上の疑義によるもの	原則、要件上の疑義を明確化する（必要に応じて機能等の見直しや補記を行う）
分類3	その他	個別具体に対応方針（案）を示す

対象機能等		分類		対応方針（案）の概要
未実装機能	254件	分類1	239件	最長3年間の経過措置で実装する。
		分類2	2件	要件の疑義を解消したのち、最長3年間の経過措置で実装する。 所管に確認中（資料4のNo140）、資料4にて疑義を回答（資料4のNo141）。
		分類3	13件	特定健診システムの開発に合わせて、最長3年間の経過措置で実装（12件）。 標準オプション機能のため経過措置非該当（1件）。
未実装帳票	0件	ー		
残存機能	21件	分類1	6件	最長3年間の経過措置で削除する。
		分類2	0件	ー
		分類3	15件	特定健診システムの開発に合わせて、最長3年間の経過措置で削除（15件）。
残存帳票	0件	ー		

➢ **現時点の事務局案では、標準仕様書5.1版に反映を要する事項は無いと考えています。**